本
 方

 出
 先
 機
 関

静岡県統計調査事務取扱規程(昭和32年静岡県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。 平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前

第2条 静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)第4条に規定する本庁に置かれた室及び課の長、総務監、経理監及び政策監並びに同規則第6条に規定する出先機関の長(以下「課長等」という。)は、県統計調査を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について政策企画部情報統計局統計利用課長(以下「統計利用課長」という。)に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)~(8) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第3条 統計法(平成19年法律第53号)第24条 第1項の規定による届出は、政策企画部情報 統計局統計利用課を通じて行わなければなら ない。届出事項の変更の届出についても、同 様とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。

改正後

第2条 静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)第4条に規定する本庁に置かれた室及び課の長、総務監、経理監及び政策監並びに同規則第6条に規定する出先機関の長(以下「課長等」という。)は、県統計調査を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について経営管理部情報統計局統計利用課長(以下「統計利用課長」という。)に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)~(8) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第3条 統計法(平成19年法律第53号)第24条 第1項の規定による届出は、<u>経営管理部情報</u> 統計局統計利用課を通じて行わなければなら ない。届出事項の変更の届出についても、同 様とする。